

岩 国 市  
特定地域生活排水処理事業  
経営戦略

---

令和8年3月  
岩 国 市



# 岩国市特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 岩国市

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度(23年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	0.3人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1 処理区(周東町祖生地区)		
処 理 場 数	浄化槽設置基数(令和6年度末): 479基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	—		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料は基本料金と超過料金(従量使用料)からなっており、超過料金部分は使用量の増加に応じて単価が高くなる累進制を採用しています。なお、使用料は公共下水道の使用料体系と同じです。 <一般汚水における使用料(1ヶ月)>			
	基本水量	基本料金(円)	超過料金(1mlにつき) (円)	
10mlまで	1,485	10mlを超え20mlまで	165.0	
		20mlを超え50mlまで	176.0	
		50mlを超え100mlまで	198.0	
		100mlを超え1,000mlまで	209.0	
		1,000mlを超え5,000mlまで	220.0	
		5,000mlを超えるもの	275.0	
業務用使用料体系の 概要・考え方	<一般家庭用に水道水以外の水のみを使用する場合の使用量の認定方法(1ヶ月)>			
	世帯人員	1人	2人から3人	4人以上
	使用水量	10ml	1人につき6ml	1人につき4ml
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上			

その他の使用料体系の概要・考え方	公衆浴場については、次の使用料を適用しています。なお、現在は該当する施設はありません。						
	＜公衆浴場汚水における使用料（1ヶ月）＞						
	基本水量	基本料金（円）	超過料金（1㎡につき）（円）				
	10㎡まで	1,485	10㎡を超え20㎡まで	165.0			
		20㎡を超え50㎡まで	176.0				
		50㎡を超えるもの	34.6				
条例上の使用料*2 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,135	円	実質的な使用料*3 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,859	円
	令和5年度	3,135	円		令和5年度	2,858	円
	令和6年度	3,135	円		令和6年度	2,860	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

### ③ 組織

職員数	1人（損益勘定支弁職員）
事業運営組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設部下水道課 特定地域生活排水処理事業の経営管理及び使用料等の賦課徴収を行います。</li> <li>○周東総合支所建設課 特定地域生活排水処理施設の計画、整備及び維持管理を行います。</li> </ul>

### （2）民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	整備した合併処理浄化槽は、民間委託により維持管理しています。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	—
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	—

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

### （3）経営比較分析表を活用した現状分析

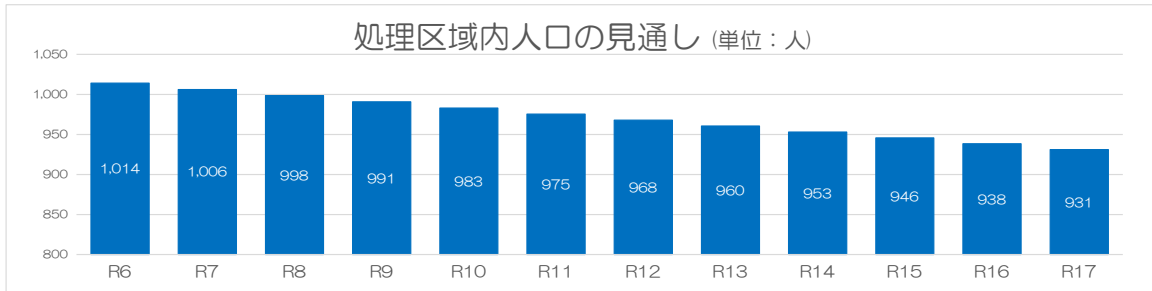
※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

別紙「経営比較分析表」のとおり。

## 2. 将来の事業環境

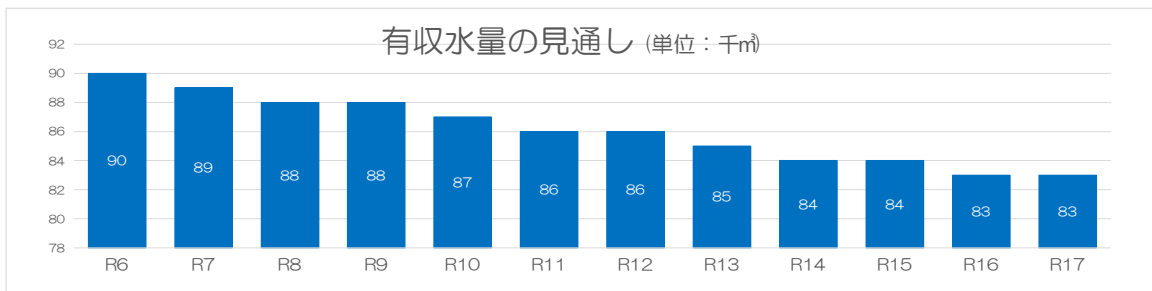
### (1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は、令和3年度から令和6年度までの期間における処理区域内の年平均の人口減少率を考慮した上で算出しています。その結果、今後の人口動態を鑑みると、令和17年度までの10年間にわたり、処理区域内の人口が約80人減少することが見込まれています。



### (2) 有収水量の予測

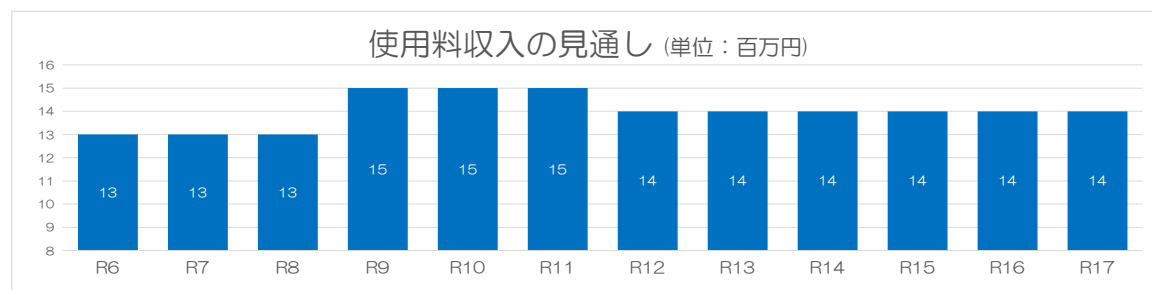
有収水量は、処理区域内の人口が減少していくことに加え、近年の節水機器の普及や省エネ意識の高まりが影響し、有収水量は今後徐々に減少すると見込んでいます。



### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、令和8年度に予定している料金改定を鑑みると、一時的には使用料収入が増加することが見込まれています。しかし、その後の予測においては、処理区域内の人口減少および有収水量の減少に伴い、徐々に使用料収入も減少していくと見込んでいます。

独立採算制の観点から見ると、一般会計繰入金（基準外）に依存しない自立した事業経営が求められていることから、使用料の適切な設定と段階的な改定が必要不可欠であり、これにより将来的な収入の安定を図ることが求められます。



#### (4) 施設の見直し

本市における特定地域生活排水処理事業は、周東町祖生地区においてのみ実施されており、令和6年度末の時点で479基の合併処理浄化槽を管理しています。この整備の結果、整備人口率は76.8%に達しており、地域住民に対する生活環境の向上に貢献しています。

今後も水洗化率の向上のため、引き続き整備を進めていきます。既に設置している合併処理浄化槽に対しても、適正な維持管理を実施し、さらに、施設の長寿命化を図るために、定期的な点検やメンテナンスの徹底に努めます。

\* 整備人口率は、合併処理浄化槽の整備済人口を処理区域内人口で除したものをいう。

#### (5) 組織の見直し

現在の組織状況を考慮すると、今後も施設の整備を進めつつ、適正な管理が重要であるため、現行体制を維持する必要があります。これにより、組織の機能を安定させ、持続可能な運営を確保できます。

令和3年度から実施している下水道料金徴収事務の一元化は、利便性向上、事務効率化、経費削減へと寄与しています。この体制を今後も維持・発展させ、さらなる業務効率の向上とサービスの質向上を目指していきます。

### 3. 経営の基本方針

公共用水域の水質保全の向上、持続可能な経営基盤の推進、安心・安全なまちづくりを基本理念とし、水洗化率の向上に努め、健全な事業経営を行うことを基本方針とします。

#### (1) 安心・安全なまちづくり

定期的な点検と効率的な修繕計画を実施し、浄化槽の長寿命化と修繕費の削減に努めます。日頃の清掃や保守点検で異常を早期に発見し、故障前に補修することで、コストの抑制と施設の継続的な利用を確保します。

#### (2) 持続可能な経営基盤の確立

水洗化率の向上を図り、維持管理業務の民間委託による効率的な事業運営で経費削減を進めます。また、使用料収入の確保に向けた取り組みや、使用料改定の必要性についても検証し、持続可能な事業経営を推進します。

#### 4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

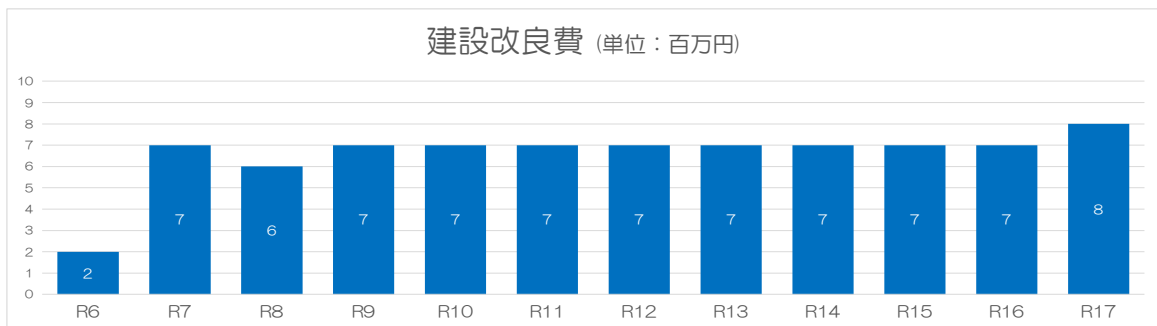
目 標	令和6年度末の特定地域生活排水処理事業の水洗化率は96.8%ですが、未だ水洗化されていない世帯が存在します。水洗化率の向上と水環境の保全を目指し、合併処理浄化槽を年間5基ずつ設置することを計画しています。
-----	--

##### ○投資の目標に関する事項

生活排水の適正処理を推進するため、計画的に合併処理浄化槽を設置します。

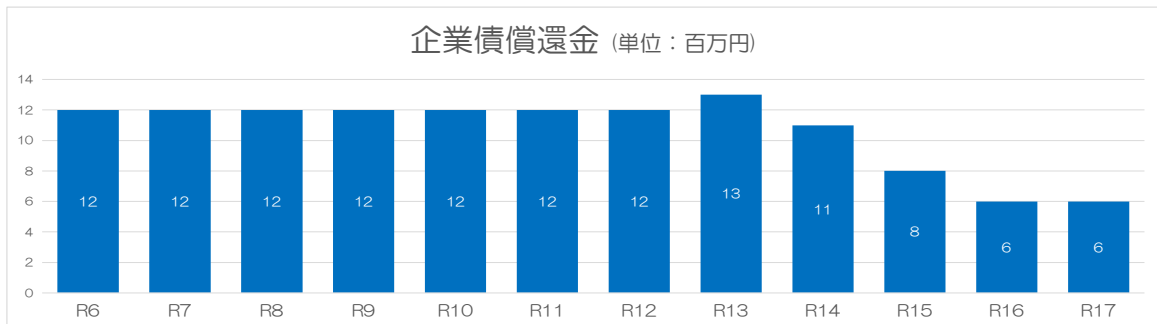
##### ○建設改良費

合併処理浄化槽の設置工事を毎年5基ずつ進めていきます。



##### ○企業債償還金

過年度に借り入れた企業債及び新規整備に伴う企業債発行額の元金償還額を計上しています。



② 収支計画のうち財源についての説明

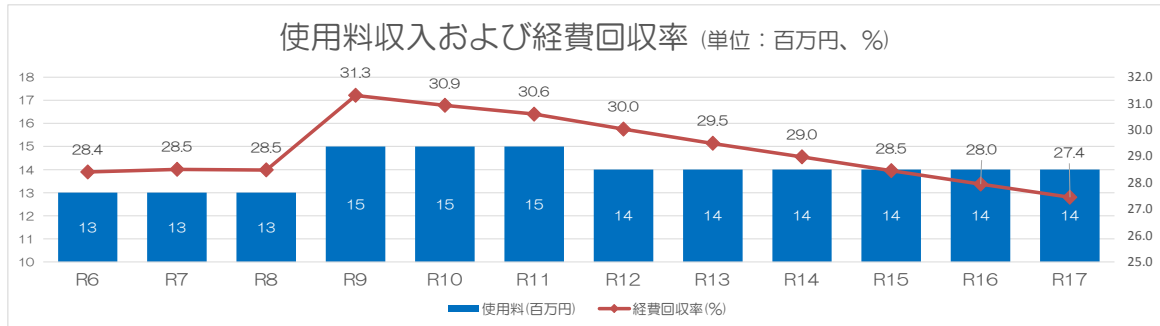
目 標	収益的収支において企業負担を最小限に抑えるため、国の各種補助事業（循環型社会形成推進交付金など）を活用し建設投資を行います。また、水洗化率の向上による使用料収入の確保に努め、経営基盤の強化を図ります。
-----	--

○財源の目標に関する事項

使用料収入の減少が見込まれますが、一般会計の負担を抑制、地方債残高を縮小させるように財政運営に取り組みます。また、財政運営の健全化を図るため、料金改定の検討を進めていきます。

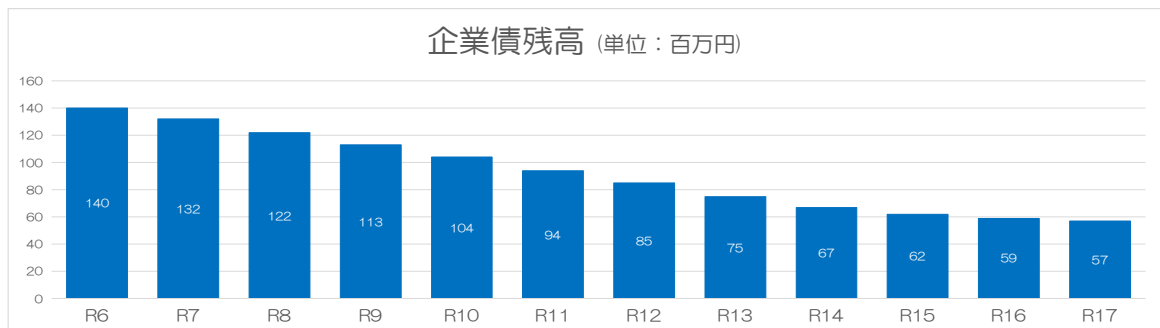
○使用料収入の見通しに関する事項

過年度実績に基づき将来の使用料単価を設定し、有収水量に乗じて算定しています。令和8年度の料金改定も考慮しています。



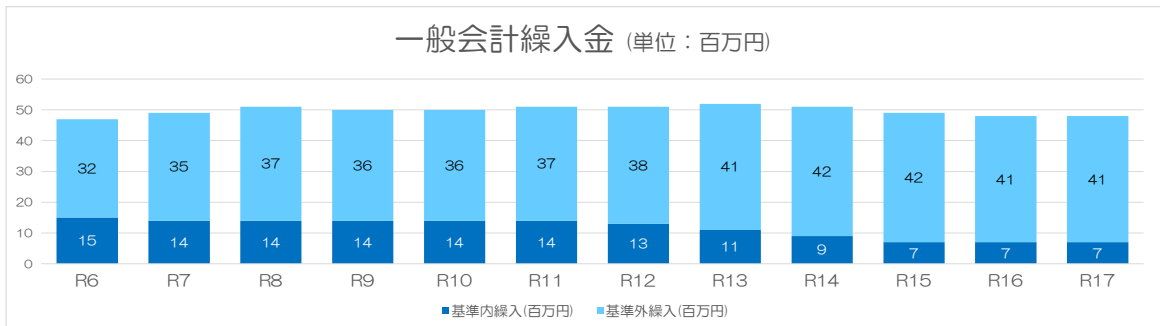
○企業債に関する事項

建設改良費から国庫補助金等の財源を差し引いた額を基に、起債充当率100%で算定します。



○繰入金に関する事項

繰入基準に基づき、適正な範囲で繰入れを行う推計としています。



○資産の有効活用に関する事項

本市の特定地域生活排水処理事業には有効活用可能な遊休資産や基金は存在しないため、該当事項はありません。

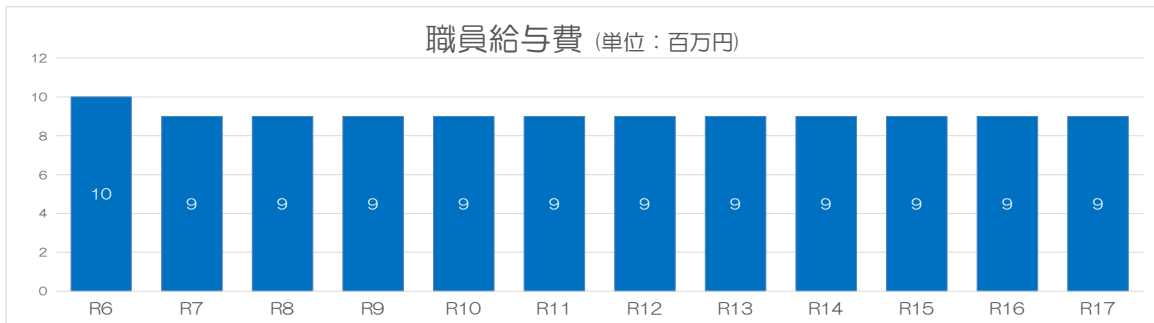
○その他に関する事項

国庫補助金は循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき、補助基準額の3分の1を見込んで算定しています。

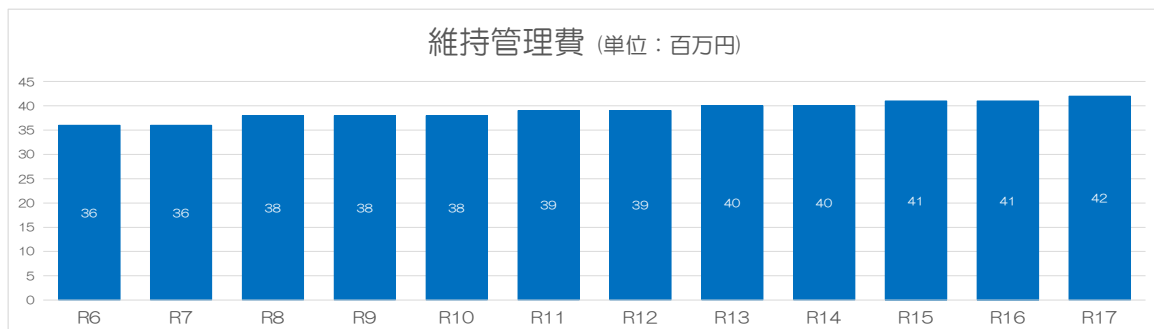
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）  
現状具体的な検討はありませんが、今後、近隣団体等の状況を踏まえて検討していきます。

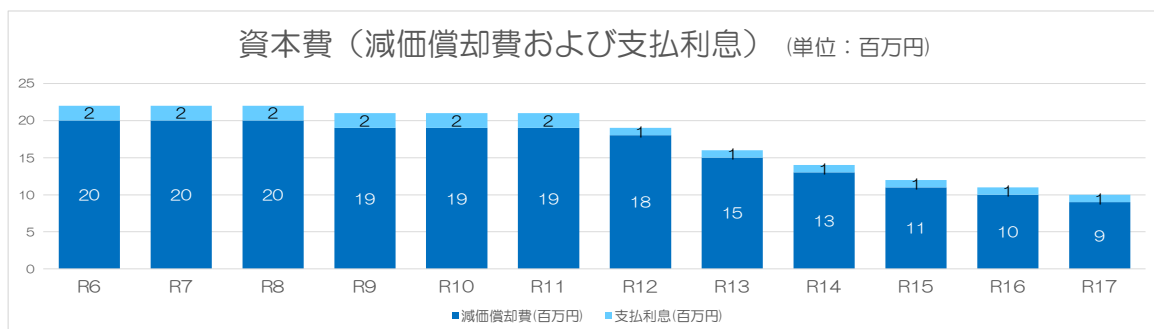
○職員給与費に関する事項  
職員給与費は、令和6年度の決算見込額に直近の人事院給与勧告増減率を加味して算定しています。



○維持管理費（動力費・薬品費・修繕費・委託料）に関する事項  
「動力費」、「薬品費」及び「材料費」は、過年度から費用を計上していないため、本計画においても非計上としています。「修繕費」と「委託料」は、浄化槽整備基数の増加に伴い増加が見込まれるため、過年度の実績を基に算出した原単位を将来の浄化槽整備基数に乗じて算出しました。



○その他に関する事項  
「減価償却費」と「支払利息」は、過年度に整備した資産及び新規投資から発生すると見込まれる金額を推計しています。



(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	—
投資の平準化に関する事項	投資を行う際は優先順位を設定し、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料収入は令和8年度に予定している料金改定で一時的に増加しますが、その後は人口減少により減少が予想されます。効率的な経費運用を前提に、必要に応じて使用料の見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	合併処理浄化槽は各戸に設置されているため、特別な取組の予定はありません。
その他の取組	使用料の収納率の向上に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	—
職員給与費に関する事項	事業効率化のため、適正な組織体制の構築に努めます。
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	施設の経過年数増加に伴う修繕費の増加が予想されるため、保守点検で要補修箇所の早期発見に努めます。
委託費に関する事項	定期的に委託内容の見直しを行い、業務の効率化を図ることで経費節減に努めます。
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、進捗状況の管理（モニタリング）を行い、実施状況について評価・検証を実施します。さらに、3～5年ごとに経営戦略の見直し（ローリング）を行い、「投資・財政計画（収支計画）」と実績との乖離を検証し、PDCAサイクル（Plan<計画>-Do<実行>-Check<評価>-Action<改善>）を活用します。また、最新情報に基づいて事業環境の変化を把握し、将来予測を更新して経営の健全化を図る新たな取り組みを検討します。
---------------------	---

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

山口県 岩国市

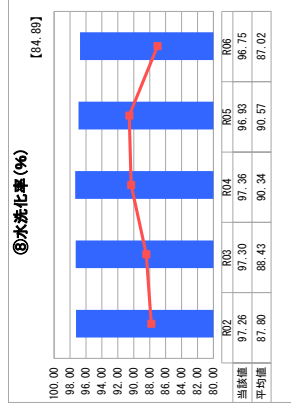
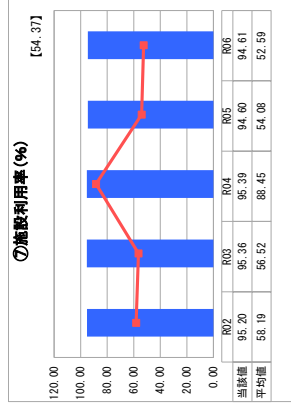
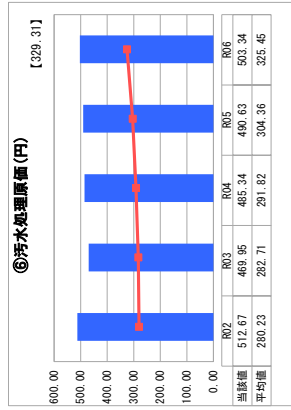
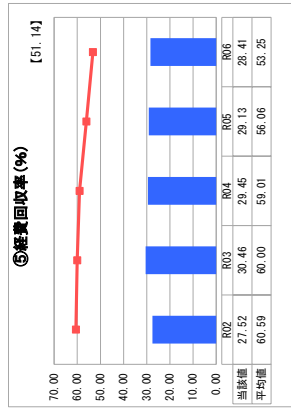
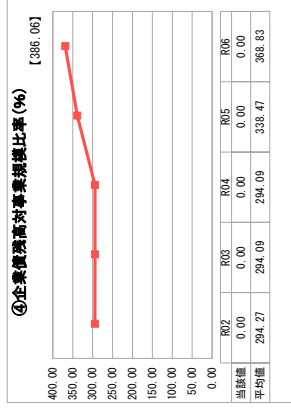
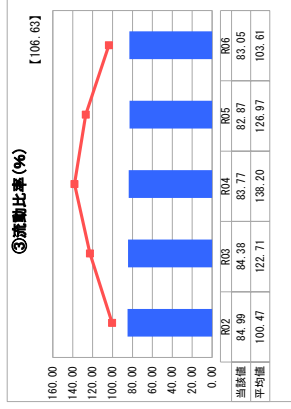
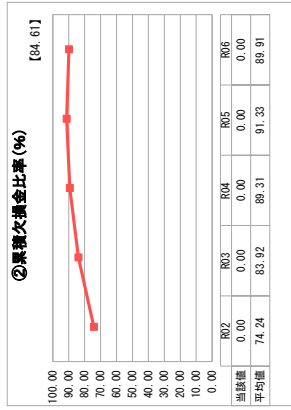
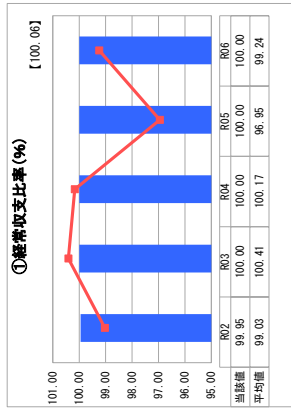
業務名 法適用	業種名 下水道事業	事業名 特定地域生活排水処理	類似団体区分 K2	管理者の情報 非設置	人口（人） 124,568	面積（km <sup>2</sup> ） 873.67	人口密度（人/km <sup>2</sup> ） 142.58
資金不足比率（%） -	自己資本構成比率（%） 39.95	普及率（%） 0.82	有収率（%） 100.00	1か月20m <sup>3</sup> 当たり管理料金（円） 3,135	処理区域内人口（人） 1,014	処理区域面積（km <sup>2</sup> ） 32.63	処理区域内人口密度（人/km <sup>2</sup> ） 31.08

グラフ凡例

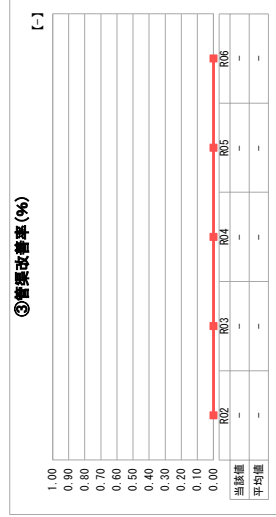
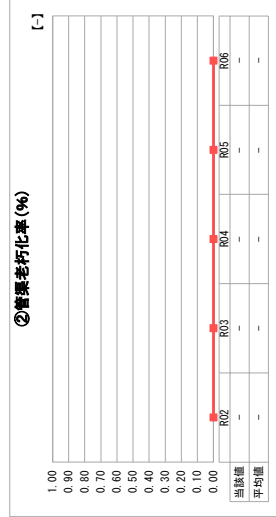
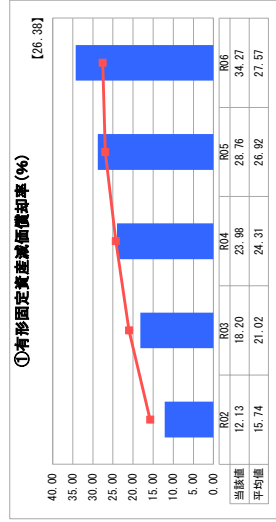
- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）

【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について  
 経常収支比率は、前年度と同水準となっている。累積次償金は生じておらず、累積次償金比率は0%となっている。  
 流動比率は、前年度と比較して増加しているが、類似団体と比較すると低水準である。  
 企業債残高対事業債残高比率は、前年度と同様、企業債残高と一般会計負担額が同額であるため0%となっている。  
 経費回収率は、前年度と比較して減少し、汚水処理原価は、前年度と比較して増加しているが、これは、維持管理費が増えたことによるものである。両数値ともに類似団体の水準に達していない状況であり、今後継続的に経費節減に取り組んでいく必要がある。  
 施設利用率は、全国平均及び類似団体を上回っており、汚水処理率も全国平均及び類似団体を上回り、さらなる向上に努める必要がある。

2. 老朽化の状況について  
 本事業は平成13年度から開始され、耐用年数を超えた施設（合併浄化槽）及び管渠等は、当面、改良更新は予定していない。いずれは、老朽化への更新投資を行う必要がある。  
 なお、有形固定資産減価償却率が全国平均及び類似団体と比較して高い数値となっており、施設の老朽化は他団体よりも進んでいる状況にある。

全体総括  
 本市の特定地域生活排水処理事業を取り巻く経営環境は、人口減少や排水型社会の進展による必要量の減少に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う改良更新費用の増加が見込まれるなど、年々厳しさを増している。  
 また、本事業は、河川等の水質保全の必要性が高い地域において実施される事業であり、事業の性質上、処理区域内人口は少なく、使用料収入は限定的であり、毎年度収入不足が生じているが、公共的利益の補填という観点から、一般会計からの繰入金で運用している。  
 今後は、水洗化率の向上、維持管理業務の民間委託による効率的な運営による経費削減だけでなく、使用料収入の確保に向けた取組や使用料改定の必要性を検証し、持続可能な事業運営を推進する。

※ 「経常収支比率」、「累積次償還比率」、「流動比率」、「管線老朽化率」及び「管渠改善率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみが類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	年														
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度		
収益的	1. 営業収益	12,839	12,889	12,755	13,422	14,817	14,709	14,601	14,477	14,369	14,260	14,152	14,044	13,936		
	(1) 受託工事収益	12,832	12,880	12,746	13,413	14,808	14,700	14,592	14,468	14,360	14,251	14,143	14,035	13,927		
	(2) その他	7	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
収益的	2. 営業外収益	54,334	55,306	53,317	54,813	53,198	53,432	53,654	53,220	50,874	48,926	47,183	46,949	47,261		
	(1) 補助金	45,741	46,712	45,140	46,876	45,654	46,247	46,868	46,917	45,291	43,802	42,840	43,163	43,599		
	(2) その他	45,741	46,712	45,140	46,876	45,654	46,247	46,868	46,917	45,291	43,802	42,840	43,163	43,599		
収益的	3. 長期前受金の収入	8,593	8,594	8,177	7,937	7,544	7,185	6,786	6,303	5,583	5,124	4,343	3,786	3,662		
	(1) 収入	67,173	68,195	66,072	68,235	68,015	68,141	68,255	67,697	65,243	63,186	61,335	60,993	61,197		
	(2) 費用	64,779	65,969	64,009	66,274	66,174	66,424	66,661	66,232	63,910	61,990	60,237	59,946	60,176		
収益的	4. 職員給与	9,276	10,188	8,503	8,571	8,639	8,707	8,775	8,852	8,920	8,988	9,064	9,132	9,209		
	(1) 基本給	4,485	4,573	4,499	4,535	4,571	4,607	4,643	4,683	4,719	4,755	4,796	4,832	4,872		
	(2) その他	4,791	5,615	4,004	4,036	4,068	4,100	4,132	4,168	4,200	4,232	4,268	4,300	4,336		
支出	5. 経費	35,268	35,614	35,607	37,913	38,053	38,467	38,912	39,324	39,769	40,182	40,630	41,077	41,528		
	(1) 動力	3,050	3,548	3,351	5,000	5,107	5,162	5,222	5,277	5,337	5,392	5,452	5,512	5,572		
	(2) 修繕費	3,050	3,548	3,351	5,000	5,107	5,162	5,222	5,277	5,337	5,392	5,452	5,512	5,572		
支出	6. 減価償却費	32,218	32,066	32,256	32,913	32,946	33,305	33,690	34,047	34,432	34,790	35,178	35,565	35,956		
	(1) 営業外費用	20,235	20,167	19,899	19,790	19,482	19,250	18,086	18,086	15,221	12,820	10,543	9,737	9,439		
	(2) 営業外費用	2,394	2,226	2,063	1,961	1,841	1,717	1,594	1,465	1,333	1,196	1,098	1,047	1,021		
支出	7. 支払利息	2,394	2,226	2,063	1,961	1,841	1,717	1,594	1,465	1,333	1,196	1,098	1,047	1,021		
	(1) 支払利息	2,394	2,226	2,063	1,961	1,841	1,717	1,594	1,465	1,333	1,196	1,098	1,047	1,021		
	(2) その他	67,173	68,195	66,072	68,235	68,015	68,141	68,255	67,697	65,243	63,186	61,335	60,993	61,197		
経常	8. 営業利益	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)		
	(1) 営業利益	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)		
	(2) 営業利益	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)		
特別	9. 特別利益	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)		
	(1) 特別利益	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)		
	(2) 特別利益	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)	(C)-(D)		
繰越	10. 繰越利益剰余金又は累積欠損金	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)		
	(1) 繰越利益剰余金	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)		
	(2) 繰越利益剰余金	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)	(E)+(H)		
流動	11. 流動負債	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)		
	(1) 流動負債	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)		
	(2) 流動負債	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)	(I)		
流動	12. 流動資産	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)		
	(1) 流動資産	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)		
	(2) 流動資産	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)	(J)		
累積	13. 累積欠損率	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100		
	(1) 累積欠損率	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100		
	(2) 累積欠損率	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100		
地方	14. 地方財政法による不足の比率	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100		
	(1) 地方財政法による不足の比率	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100		
	(2) 地方財政法による不足の比率	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100	(N)/(O) × 100		
健全	15. 健全化法による不足の比率	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100		
	(1) 健全化法による不足の比率	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100		
	(2) 健全化法による不足の比率	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100	(P)/(Q) × 100		

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
資本的収入	1. 企業費平準化債	400	700	3,200	2,700	2,800	2,900	2,900	3,000	3,100	3,200	3,200	3,300	3,400
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金		98	3,557	3,950	4,423	3,878	3,813	4,594	7,076	7,549	6,253	4,653	4,464
	3. 他会計補助金													
	4. 他会計負担金													
資本的収入	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	288	359	1,504	1,639	1,678	1,719	1,759	1,803	1,844	1,889	1,934	1,980	2,028
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	114	114	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
	9. その他													
資本的収入	計	802	1,271	8,831	8,859	9,471	9,067	9,042	9,967	12,590	13,208	11,957	10,503	10,462
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額													
	(B)													
	(C)	802	1,271	8,831	8,859	9,471	9,067	9,042	9,967	12,590	13,208	11,957	10,503	10,462
	(A)-(B)	1,581	1,652	6,586	6,198	6,606	6,501	6,652	6,816	6,973	7,143	7,312	7,488	7,669
資本的支出	1. 建設改良費													
	うち職員給与費													
	2. 企業償還金	11,360	11,616	11,824	11,949	12,211	12,231	12,161	12,444	12,738	11,193	8,220	6,286	5,834
	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他会計への支出金													
資本的支出	5. その他													
	計	12,941	13,268	18,410	18,147	18,817	18,732	18,813	19,280	19,711	18,336	15,532	13,774	13,503
	(D)													
	(E)	12,139	11,997	9,579	9,288	9,346	9,665	9,772	9,293	9,293	5,128	3,575	3,271	3,041
	(D)-(C)	12,036	11,891	9,579	9,288	9,346	9,665	9,772	9,293	9,293	5,128	3,575	3,271	3,041
補填財源	1. 損益勘定留保資金													
	2. 利益剰余金処分													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	103	106											
	計	12,139	11,997	9,579	9,288	9,346	9,665	9,772	9,293	9,293	5,128	3,575	3,271	3,041
補填財源	(E)-(F)													
	(G)													
	(H)	151,086	140,170	131,546	122,297	112,886	103,555	94,294	84,850	75,212	67,219	62,199	59,213	56,779
	計													
	他会計借入金													

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収益的収支	1. うち基準内繰入金	45,741	46,712	45,140	46,876	45,654	46,247	46,868	46,917	45,291	43,802	42,840	43,163	43,599
	うち基準外繰入金	15,125	14,865	13,785	13,814	13,779	13,782	13,782	13,218	10,971	8,892	7,298	6,998	6,798
	計	30,616	31,847	31,355	33,062	31,875	32,465	32,465	33,086	33,699	34,320	34,910	35,542	36,801
	2. うち基準内繰入金		98	3,557	3,950	4,423	3,878	3,813	4,594	7,076	7,549	6,253	4,653	4,464
	うち基準外繰入金													
資本的収支	計	45,741	46,810	48,697	50,825	50,077	50,125	50,680	51,511	52,367	51,351	49,093	47,816	48,063
	(E)-(F)													
	(G)													
	(H)	151,086	140,170	131,546	122,297	112,886	103,555	94,294	84,850	75,212	67,219	62,199	59,213	56,779
	他会計借入金													

○他会計繰入金